

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本交通安全教育普及協会（以下「協会」という。）の定款第16条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、協会の事務所において、週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、給与、手当、謝金その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、年俸とする。
- 3 非常勤役員及び評議員には、理事会又は評議員会への出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
- 4 役員及び評議員には、賞与を支給しない。
- 5 常勤役員（常時勤務する者に限る。）の退任に当たっては、その任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、年俸1千万円を上限として理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、理事会又は評議員会への出席、特別の任務の遂行に対し、1日につき2万円とする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤役員に対しては、年俸の12分の1の額（以下、「報酬月額」という。）を、職員を対象とする給与に関する規程（以下「職員給与規程」という。）に準じ、毎月支給するものとする。

(退職手当)

第6条 退職手当は、常勤役員（常時勤務する者に限る。）として円満に勤務し、

かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職手当の額は、常勤役員（常時勤務する者に限る。）としての在職1年につき、退職した日の属する月のその者の報酬月額を乗じて得た額とする。

（勤続年数の計算）

第7条 役員退職手当の算定の基礎となる勤続年数は、常勤役員として引き続き在職した期間とし、任期満了後、引き続き再任された場合は、引き続き在職したものとみなす。

- 2 前項の在職年数の計算は、常勤役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数を12で除した年数とする。ただし、その年数に1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

（退職手当の財源）

第8条 第6条に規定する退職手当の支給については、予算の範囲内で行わなければならない。

（費用）

第9条 役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員については、通勤手当を支給することができる。その計算方法は職員給与規程による。
- 3 役員及び評議員に対して出張を命令し、又は依頼する場合には、出張に要する旅費を、旅費に関する規程により支給する。

（補則）

第10条 報酬等の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成24年4月1日（一般財団法人の設立登記の日）から施行する。
- 2 財団法人日本交通安全教育普及協会常勤役員給与規程（平成13年4月1日）及び財団法人日本交通安全教育普及協会常勤役員退職手当規程（平成13年4月1日）は廃止する。